

令和8年2月6日

各 位

埼玉県自動車税事務所長 黒澤 純
(公印省略)

自動車税（種別割）一括納付制度の御案内

本県では納税者の皆さまの利便を図るため、**自動車を50台以上所有されている場合（下記6(4)を御確認ください）**には、**自動車税（種別割）の全額を1枚の納付書により納付することができる一括納付の制度**を設けております。

つきましては、下記事項を御留意の上、御検討くださいますようお願ひいたします。

なお、一括納付を希望される場合は、**令和8年3月2日（月）まで**にお手続をお願ひいたします。

※ 対象となる事業者様には、1月下旬に別途御案内を発送しております。

記

1 一括納付を利用する場合は、次の書類を毎年5月上旬に送付します。

- (1) 一括納付用の納税通知書
- (2) 別紙1 大口一括分納付内訳書

2 納付期限は、**5月31日（土日祝日の場合は翌営業日）**です。

3 納付場所は、金融機関（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関）に限られます。

4 継続利用に係るお手続は不要です。

ただし、自動車税（種別割）の一括納付を取りやめようとするときは、取りやめようとする年の2月末日までに「自動車税（種別割）一括納付解約届」を提出してください。

5 一括納付の取扱いができなかった自動車については、従前どおり1台ごと発送する納税通知書兼領収証書を用いて納付してください。

6 **御留意いただきたい事項**について

- (1) 個々の自動車税（種別割）の領収証書及び納税証明書は**発行しません**。
※ 早い時期（4月～5月中）での継続検査の受検をお願いします。
- (2) 6月～7月上旬に継続検査を受検する場合は、**自動車税事務所へ御相談ください**。
※ 御相談されることなく自動車税事務所の各支所へ来所いただいた場合、納税確認に時間を必要とするため、**納税証明書が発行されるまで1時間以上お待ちいただくことがあります**。
- (3) 一括納付の取扱いに際し、抹消登録済等の理由により**税額を変更することはできません**。
- (4) 車検証において、同一名義、同一住所で登録されている自動車が対象となります。次の場合は**一括納付の対象となりません**。
 - 例1) 「株式会社埼玉」と「株式会社埼玉」（埼と崎の違い）
 - 例2) 「株式会社埼玉」と「株式会社 埼玉」（スペースの有無の違い）
 - 例3) 「大宮区下町3-8-3」と「大宮区下町3-8-3」（-とーの違い）

担当：課税第一担当 酒井・宇梶
電話：048-658-0226